

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水道工務課
処分の名称	給水の停止
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市水道事業給水条例第40条
基準規定	周南市水道事業給水条例第40条 (給水の停止) 第40条 管理者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その事態の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 使用者等が、この条例に定める水道料金、加入金、手数料又は工事費を指定期限内に納付しないとき。 (2) 使用者等が、正当な理由がなく第26条第1項のメーターの点検及び第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 使用者等が、給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合に、警告を発してもなおこれを改めないとき。 (4) その他水道管理上必要であると管理者が認めたとき。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水道工務課
処分の名称	指定の取消し・指定の停止
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	水道法第25条の11
基準規定	水道法第25条の11 周南市水道指定給水装置工事事業者規程第8条、第9条 周南市水道指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱本則；別表1
処分基準	水道法第25条の11 周南市水道指定給水装置工事事業者規程第8条、9条 周南市水道指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱、別表1規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与又は聴聞
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水道工務課
処分の名称	給水装置の構造及び材質・給水装置の基準違反に対する措置
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	水道法第16条
基準規定	水道法第16条 水道法施行令第5条 周南市水道事業給水条例第37条第1項
処分基準	<p>1 水道法第16条 (給水装置の構造及び材質)</p> <p>第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 水道法施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。</p> <p>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>3 周南市水道事業給水条例第37条第1項 (給水装置の基準違反に対する措置) 第37条 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、令第5条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水道工務課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市水道事業給水条例第38条; 第39条
基準規定	周南市水道事業給水条例第38条; 第39条
処分基準	<p>周南市水道事業給水条例第38条、39条 (過料)</p> <p>第38条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行った者に対し5万円以下の過料を科し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正な行為を行ったとき。</li> <li>(2) 係員の事務の執行を拒み又は妨害したとき。</li> <li>(3) この条例に定める手続を経ないで給水工事を行い又は給水装置を使用したとき。</li> <li>(4) 消防のため使用する場合のほか、管理者の許可を受けないで公設消火栓を使用したとき。</li> </ul> <p>(水道料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第39条 市長は詐欺その他不正の行為によって水道料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水道工務課
処分の名称	給水装置工事・給水装置の基準違反に対する措置
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	水道法第16条の2第3項
基準規定	水道法第16条の2第3項 周南市水道事業給水条例第37条第2項
処分基準	<p>1 水道法第16条 (給水装置の構造及び材質)</p> <p>第16条の2第3項 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>2 周南市水道事業給水条例第37条第1項 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条第2項 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	